

東近江行政組合公平委員会設置条例

(昭和47年4月15日)
(中部地域消防組合条例第6号)

改正 平成3年3月1日 条例第5号
平成10年3月12日 条例第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、本組合に公平委員会を設置する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。